

## 江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、令和3年3月25日午前9時30分より市民文化会館特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

### 出席委員

- |        |         |
|--------|---------|
| 1 杉本俊人 | 2 鈴木 孝  |
| 3 岩井孝之 | 4 大島伸康  |
| 5 伊神正文 | 6 鶴見昇三  |
| 7 泉 義昭 | 8 藤岡和俊  |
| 9 大場里奈 | 10 菱川弘隆 |

開 会 午前9時30分

議 長（会長） あいさつ。

出席者 10 名を確認し会議の成立を告げ、日程第 1 の議事録署名者を指名し議事に入る。

日程第 2、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地法第 3 条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議 長

事務取扱規程に基づき地域農業委員より現地調査結果の説明を求める。

地域農業委員

調査の結果、支障がない旨を説明する。

議 長

受付番号 4 番、5 番、6 番、7 番の案件について、事務取扱規程に基づき地域農業委員より面談結果の説明を求める。

地域農業委員

面談の結果、支障がない旨を説明する。

議 長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議 長

議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について」を承認決定する。

次に、日程第 3、議案第 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書意見決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地法第 4 条の許可判断基準を満た

す旨を説明する。

議 長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(「ありません」の声あり)

議 長

議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定する。

次に、日程第4、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地法第5条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議 長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(「ありません」の声あり)

議 長

議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定する。

次に、日程第5、議案第11号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

令和3年度の下限面積を20aに設定する旨を説明する。

議 長

今回の議案について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(「ありません」の声あり)

議 長

議案第11号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定について」を承認決定する。

次に、日程第6、議案第12号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請書承認決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明する。

議 長

今回の議案について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議 長

議案第12号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請書承認決定について」を承認決定する。

次に、日程第7「諸般の報告」について、事務局に説明を求める。

事務局

「農地法第3条の3の規定による届出書について」

「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理決定状況について」

「現況証明願いについて」

議 長

次に、日程第8「その他」について、事務局に報告を求める。

事務局

次回の予定について、令和3年4月26日（月）午後1時30分から場所は市民文化会館2階特別会議室で行う旨の報告を行う。